夫婦関係調整（離婚）調停について

1　夫婦関係調整（離婚）調停とは

夫婦間で離婚についての話し合いがまとまらない場合などに、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続では離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子の面会交流をどうするか、養育費、離婚に際しての財産分与や年金分割、慰謝料についてどうするかといった財産等に関する問題も一緒に話し合うことができます。この手続は非公開で行われます。

2　夫婦関係調整（離婚）調停の申立て

夫婦関係調整（離婚）調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、対立する当事者（相手方）が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことは最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。

申立てのためには、原則として、次の(1)から(4)が必要です。(5)から(7)については調停の進行上参考にしますので質問にご回答の上、申立書と一緒に提出してください。さらに、養育費について話し合うときは(8)が必要となり、年金分割について話し合うときには(9)が必要となります。また、財産分与等につき話し合うときは財産の資料等が必要になります。

（1）収入印紙（1200円分）

（2）郵便切手（100円2枚、84円10枚、10円10枚、合計1140円。山口県外へ申立てをする場合は申立先の家庭裁判所で確認してください。）

※　収入印紙及び郵便切手は裁判所では販売していません。郵便局等で購入してください。

（3）申立書（申立人の認印が必要です。）及びそのコピー

（4）夫婦の戸籍謄本1通

（5）事情説明書（夫婦関係調整）
子（未成年者）についての事情説明書（申立人用）※未成年の子がいる場合

（6）送達場所等の届出書（□変更届出書）

（7）進行に関する照会回答書

（8）夫婦それぞれの収入が分かる資料（源泉徴収票、所得証明書、確定申告書、3か月分程度の給与明細書等）の写し1通

（9）年金分割のための情報通知書（日本年金機構の各年金事務所又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。）

3　注意事項

（1）裁判所に提出する書類は、相手方が見る可能性があります。

別添「調停・審判手続における情報管理・書面提出について」を<u>必ずお読みください</u>。

（Ｒ６.３改訂）

(2) マイナンバーの記載された書類を提出しないようにしてください。

別添「マイナンバーの取扱いについて」を必ずお読みください。

4　夫婦関係調整（離婚）調停手続の進め方

通常は申立後約2週間以内に申立人と相手方に家庭裁判所から調停の期日が通知されます。家庭裁判所にきていただく初回の期日は、通常は申立てから1か月程度先となります（別紙の「**離婚調停の手続の流れ**」を参照）。

調停は、原則として、裁判官及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名（男女各1名）が調停委員会を構成して手続を進めますが、通常、期日では家事調停委員2名だけで話を伺います。申立人と相手方から交互に話を伺いますが、双方同席の上で話を伺うこともあります。

5　夫婦関係調整（離婚）調停の成立後の手続

家庭裁判所が調停調書を作成しますので、申立人が調停調書の省略謄本の交付を受け、これを添付して、市区町村役場に離婚の届出をすることになります。なお、この届出は、調停成立後10日以内にしなければなりません。

6　調停で決まったことを相手方が守らないとき

相手方に守るよう促す履行勧告の申出を家庭裁判所にすることができます。また、調停調書正本等に基づき地方裁判所に強制執行の申立てをすることもできます。

7　調停で話し合いがまとまらなかったとき

相手方がどうしても調停に出席しないときや話し合いがいつまでも平行線をたどり合意ができないときは、調停を不成立として終了することになります。その場合、さらに、離婚等を求めるのであれば、訴訟を提起することになります。

8　分からないことがあったとき

手続面については担当の書記官がお答えしますが、財産分与や慰謝料はどのくらいもらえるのかといった調停の見通しについては、家庭裁判所ではお答えできませんので、弁護士等にご相談ください。

（Ｒ６.３改訂）

離婚調停の手続の流れ

（一般的な流れを示したものです。）

申　立　て

○**相手方の住所地を管轄する裁判所**に持参又は郵送します。

↓

調停期日通知

○通常、**申立後約２週間以内に郵便で通知**があります。

○第１回期日は、**申立てから約１ヶ月程度先**となります。

↓

第１回調停期日

調停期日は、原則として、交互にお話をお伺いします。

ただし、第１回調停期日の開始１０分程度は、申立人と相手方が同席の上で、手続きに関する説明を行います。

また、必要に応じて、調停期日の開始・終了時に、申立人・相手方が同席の上、今回の進行予定や次回の検討事項等に関する説明を行います。

以上のような調停の進め方に支障がある場合は、「進行に関する照会回答書」に、具体的なご事情を記載してください。

次回期日は、約１ヶ月後

↓

次回の調停期日

※調停の回数は決まっておらず、事案に応じて複数回の調停期日を設けます。

・合意ができたとき
→　**調停成立**

・相手方が出席しないとき
・合意ができないとき
→　**調停不成立**

・離婚の調停が成立した場合は、成立の日から１０日以内に、市区町村役場に離婚の届出をしなければなりません。

・年金分割の割合を決めた場合は、年金事務所等に年金分割の請求手続を行う必要があります。

・離婚後、父又は母の戸籍に子の戸籍を移したい場合は、子の住所地を管轄する家庭裁判所で「子の氏の変更」の手続が必要になります。子が１５歳未満の場合は親権者が、１５歳以上の場合は子自身が申立ての手続を行います。

・調停事件は終了します。

・裁判で離婚を希望する場合は、別に訴状を作成し、申立てに必要な手数料や証拠書類等を準備して、家庭裁判所に訴訟提起をしなければなりません。

（Ｒ５．１０改訂）

マイナンバーの取扱いについて

平成28年1月1日から，「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号（マイナンバー）の利用，提供及び本人確認の措置など，同法に係る主要な規定が施行されます。

○ 個人番号（マイナンバー）は，重要な個人情報です。

○ 裁判所の手続において，マイナンバーが記載された書類を提出等される場合は，次の点に十分ご留意ください。

不必要にマイナンバーの記載された書類を提出しないこと

手続等のためにマイナンバーを裁判所に提供する必要があるか否かを十分に検討し，不必要にマイナンバーが記載された書類を提出しないようにしてください。

提出者ご自身でマイナンバー部分のマスキングをすること

裁判所に提出する書類にマイナンバーが記載されている場合には，提出者ご自身でマイナンバー部分のマスキングをして，マスキング後の書類を裁判所に提出してください。

（マスキングの参考例）

氏　　名	山　　○　　△　　子
住　　所	山口市○○1丁目2番3号
個人番号	[redacted]

コピーをとって，「個人番号（12桁）」全部をマスキングしてください。

マイナンバーが記載される書類の例

マイナンバーが記載される書類としては，次のものなどがあります。

（例）

住民票写し，源泉徴収票，社会保障や税に関する各種申告書（確定申告書など）

※ ご不明な点は，裁判所の受付にお問い合わせください。

山口家庭裁判所
（受付係直通）083－922－9148

【開示】

事情説明書（夫婦関係調整）

この書面は，申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックをつけ(いくつでも可)，空欄には自由に記入して，申立ての際に提出してください。
また，収入に関する資料も提出してください。
この用紙は相手方には送付しませんが，相手方から申請があれば，閲覧やコピーが許可されることがあります。

1　この問題でこれまでに家庭裁判所で調停や審判を受けたことがありますか。	□　ある。　（□平成/□令和）　年　月頃　家裁　支部 □今も続いている。　申立人の氏名 □すでに終わった。　事件番号（□平成/□令和）　年（家　）第　号 □　ない。	
2　調停で対立すると思われることはどんなことですか。 （該当する番号を○で囲み，そのうち最も対立すると思われるものに◎をつけて下さい。）	1　離婚・内縁関係解消のこと　2　同居または別居のこと 子どものこと（3親権　4養育費　5面会交流　6（　）） 7　財産分与の額　8　慰謝料の額　9　負債（ローンなど）のこと 10　生活費のこと　11　その他（　）	
3　別居中の場合，それぞれの同居している家族について書いてください（本人を含む。） **※同居中の場合は申立人欄に記入してください。**	申立人（あなた） 氏　名 / 年齢 / 続柄 / 職業等 本人	相　手　方 氏　名 / 年齢 / 続柄 / 職業等 本人
4　申立人と相手方の収入について記入してください。	□年収（税込総額）約　万円 □月収（手取り）　約　万円 □賞与（年　回）計約　万円 □実家等の援助を受けている。月　万円 □生活保護等を受けている。　月　万円	□年収（税込総額）約　万円 □月収（手取り）　約　万円 □賞与（年　回）計約　万円 □実家等の援助を受けている。月　万円 □生活保護等を受けている。　月　万円
5　住居の状況について記入してください。	□　自宅 □　家族所有 □　賃貸（賃料月額　円） □　その他（　）	□　自宅 □　家族所有 □　賃貸（賃料月額　円） □　その他（　）
6　財産の状況について記入してください。	□ある。 □不動産（□土地□建物） □借　金　約　万円 □預貯金　約　万円 □その他（　） □ない。	□ある。 □不動産（□土地□建物） □借　金　約　万円 □預貯金　約　万円 □その他（　） □ない。
7　夫婦が不和となったいきさつや調停を申し立てた理由などを書いてください。		

令和　年　月　日　申立人（氏名）

【開示】

子（未成年者）についての事情説明書（申立人用）

この書類は，申立人と相手方との間に未成年のお子さんがいる場合に記載していただくものです。
あてはまる事項の□にレ点をつけ，空欄には具体的に記入して，申立ての際に提出してください。
なお，この用紙は相手方には送付しませんが，申請があれば，相手方に見せたり，コピーさせたりする可能性があります。

1　現在，お子さんを主に監護している人は誰ですか。	□　申立人 □　相手方 □　その他（　　）
2　お子さんと別居している父または母との交流について，記入してください。 **＊　お子さんと父母が同居している場合には記入する必要はありません。**	□　別居している父または母と会っている。 □　別居している父または母と会っていないが，電話やメールなどで連絡を取っている。 □　別居している父または母と会っていないし，連絡も取っていない。 **→　上記のような状況となっていることについて，理由などがあれば記載してください。** （　　）
3　お子さんに対して，離婚等の夫婦間の問題について裁判所で話合いを始めることや，今後の生活について説明したことはありますか。	□　説明したことはない。 □　説明したことがある。 **→　説明した内容やそのときのお子さんの様子について，裁判所に伝えておきたいことがあれば，記載してください。** （　　）
4　お子さんについて，何か心配していることはありますか。	□　ない □　ある **→　心配している内容を具体的に記載してください。** （　　）
5　お子さんに関することで，裁判所に伝えておきたいことがあれば，記入してください。	

令和　　年　　月　　日　　申立人（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【開示】

令和　　年（家　）第　　号

送達場所等の届出書（□変更届出書）

※　該当する□をチェックし，記入欄に記入してください。
※　この書面は相手に見られる可能性があります。相手に見せないことを希望される場合には，「非開示希望申出書」を添付する必要があります。
※　この届出に基づいて特別送達でお送りした郵便物は不在等の理由で受領されなかった場合も，法律上その書面を受領したものと扱われます。

1　送達場所

標記の事件について，私に対する書類の送付・送達は次の場所宛にしてください。

(1)　送達場所

□　申立書記載の住所

□　次の場所

〒　　－

（　　方）

(2)　あなたと送達を受けるべき場所との関係

□　住所　　□就業場所（勤務先）

□　その他（具体的に記載して下さい。）

(3)　(1)の場所にあなたが住んでいない場合，その場所で書類を受け取る人

受取人を届け出た場合，受取人宛に郵便を発送しますので，受取人にその旨連絡してください。

受 取 人 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたとの関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　平日昼間(8:30～17:00)の連絡先（①から③の順に電話をかけます。）

	電話番号	裁判所を名乗ること	時間帯（※）
①	－　　－	□可　・□否	：　～　：
②	－　　－	□可　・□否	：　～　：
③	－　　－	□可　・□否	：　～　：

※　電話を受け取れる可能性の高い時間を記載してください。

3　上記１以外の連絡先（郵便の送付先）は下記のとおりです。

〒　　－

（　　方）

山口家庭裁判所　御中

令和　　年　　月　　日

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

【非開示】

進行に関する照会回答書（申立人用）

この書面は，調停を進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックをつけ(いくつでも可)，空欄には自由に記入して，申立ての際に提出してください。**この用紙を相手方に見せることはありません**。

1　この申立てをする前に相手方と話し合ったことがありますか。	□　ある。（そのときの相手方の様子にチェックしてください。） □ 感情的で話し合えなかった。　□ 冷静であったが，話し合いはまとまらなかった。 □ 態度がはっきりしなかった。　□ その他 □　ない。（理由にチェックしてください。） □ 全く話合いに応じないから。　□ 話し合っても無駄だと思ったから。 □ その他
2　相手方は裁判所の呼出しに応じると思いますか。	□　応じると思う。 □　応じないと思う。（理由にチェックしてください。） □ 全く話合いに応じないから。　□ 意見があまりにも食い違っているから。 □ 本気で解決する気持ちがないから。　□ 裁判所で解決する気持ちがないから。□その他 □　分からない。
3　調停での話合いは円滑に進められると思いますか。	□　進められると思う。 □　進められないと思う。（理由にチェックしてください。） □ 感情的になっているから。　□　意見があまりにも食い違っているから。 □ 相手方の性格に問題があるから。　□ その他 □　分からない。
4　この申立てをすることを相手方に伝えていますか。	□　伝えた。 □　伝えていない。 □　すぐ知らせる。　□ 自分からは知らせるつもりはない。　□自分からは知らせにくい。
5　相手方の暴力について記入してください。	1　相手方について暴力の心配はありますか。 □ある　□ない ※1で「ある」と回答した方は次の2～5にも回答して下さい。 2　相手方からの暴力はどのような内容ですか。 □身体的暴力　□精神的暴力　□性的暴力 3　相手方の暴力で治療を受けたことはありますか。 □ある　□ない 4　配偶者暴力に関する保護命令の申立てをしましたか。 □はい→保護命令は出ましたか。□はい（保護命令決定書謄本のコピーを提出してください。）□いいえ □いいえ 5　相手方の調停時の対応について □裁判所で暴力をふるう心配はない。 □申立人と同席しなければ暴力をふるうおそれはない。 □裁判所職員や第三者のいる場所でも暴力をふるう心配がある。 □裁判所への行き帰りの際に暴力をふるうおそれがある。 □裁判所へ薬物，アルコール類を飲んでくるおそれがある。 □その他 （　　）
6　現在治療中の病気がありますか。	□　申立人（病名　　） □　相手方（病名　　） □　子ども（名前　　病名　　）
7　調停進行に関して裁判所への要望があれば記入してください。	
8　調停期日の差し支え日等があれば書いてください。（調停は平日しか行われていません。）	差し支え日　　曜日　午前　・　午後 （すでに差し支えることがわかっている日→　　）
9　職業及び勤務先	職業： 勤務先：〒　　－ 名称　　電話

令和　　年　　月　　日　　申立人（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿